

平成24年第5回与論町議会臨時会

会 議 録

平成24年11月2日

与 論 町 議 会

平成24年第5回与論町議会臨時会会議録

平成24年11月2日（金曜日）午後4時03分開会

1 議事日程（第1号）

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第51号 平成24年度与論町一般会計補正予算（第4号）

第4 議案第52号 平成24年度与論町と畜場特別会計補正予算（第1号）

2 出席議員（10人）

1番 林 敏 治 君

2番 高 田 豊 繁 君

3番 町 俊 策 君

4番 林 隆 寿 君

5番 喜 山 康 三 君

6番 供 利 泰 伸 君

7番 野 口 靖 夫 君

8番 麓 才 良 君

9番 福 地 元一郎 君

10番 大 田 英 勝 君

3 欠席議員（0人） 欠員（0人）

4 地方自治法第121条による出席者（10人）

町 長 南 政 吾 君

副 町 長 川 上 政 雄 君

教 育 長 田 中 國 重 君

総務企画課長 元 井 勝 彦 君

町民福祉課長 沖 野 一 雄 君

環 境 課 長 福 地 範 正 君

産業振興課長 鬼 塚 寿 文 君

商工観光課長 久 留 満 博 君

建 設 課 長 山 下 哲 博 君

教育委員会事務局長 竹 沢 敏 明 君

5 議会事務局職員出席者（2人）

事 務 局 長 川 畑 義 谷 君

係 長 朝 岡 芳 正 君

開会 午後4時03分

- 議長（大田英勝君） ただいまから、平成24年第5回与論町議会臨時会を開会します。
これから、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（大田英勝君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。
会議録署名議員は、3番町俊策君、7番野口靖夫君を指名します。

日程第2 会期の決定

- 議長（大田英勝君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日1日に決定しました。

日程第3 議案第51号 平成24年度与論町一般会計補正予算（第4号）

- 議長（大田英勝君） 日程第3、議案第51号、平成24年度与論町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（南 政吾君） 議案第51号、平成24年度与論町一般会計補正予算（第4号）について提案理由を申し上げます。

歳入の主なものといたしまして、県支出金で災害救助費委託金1億236万3,000円、諸収入で公有建設災害共済金1,693万円、町債で災害援護資金貸付金2,000万円などを計上しております。

次に歳出の主なものといたしまして、総務費で光回線設備修繕費3,359万3,000円、民生費で被災住宅応急修繕料7,394万4,000円、扶助費県単被災者生活支援金500万円、災害援護資金貸付金2,000万円、衛生費で清掃センター修繕料753万4,000円、農林水産業費で麦屋漁港等の台風被害復旧工事費699万円、耕地費で台風災害対策事業工事費1,075万8,000円、商工費でシーマンズトイレ・奄美十景休憩所石積み復旧に係る事業費390万円、サザンクロスセンター修繕費340万円、土木費で与論町南海岸防災対策基本計画策定業務委託料450万円、前浜墓地擁護壁及び町道ハキビナ1号線の復旧工事費424万円、応急仮設住宅建設工事費2,745万5,000円などを計上しております。

歳入歳出予算にそれぞれ2億3,555万7,000円を追加し、一般会計予算総額42億1,349万2,000円となっております。

御審議され議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

- 議長（大田英勝君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。7番。

○7番(野口靖夫君) 災害援護資金についてお聞きします。この災害援護資金の内容の詳細を説明することは求めていませんが、ごく普通の概略的な説明をお聞かせ願います。

○議長(大田英勝君) 町民福祉課長。

○町民福祉課長(沖野一雄君) お答えします。簡単に申し上げれば、災害援護資金と申しますのは、災害救助法が適用された市町村におきまして、例えば半壊以上の大きなダメージを受けた世帯の方々に低い金利で生活の再建のための貸付けを行う制度でございます。したがって、与論町の場合は台風15号・16号・17号と3つの大きな台風が続いたわけですが、現時点では、16号のみ災害救助法が適用されておりますので、16号で大きな被害を受けた方々を対象にしているということでございます。

○議長(大田英勝君) 7番。

○7番(野口靖夫君) これは、金融機関を通さずに町が貸し付けるわけですか。

○議長(大田英勝君) 町民福祉課長。

○町民福祉課長(沖野一雄君) 希望される方がいらっしゃれば、それをまず把握しまして、壊れた家の被災状況によって最大250万円あるいは大けがをされた場合は350万円等の条件がありますけれども、おおむね本町の場合は怪我をされた方がいらっしゃいませんので、250万円が上限になろうかと思っておりますけれども、ニーズに応じて、必要な資金を与論町が鹿児島県から元金の分だけを一旦お借りして、それに利子を付けて希望者の皆さんにお貸しするというので、基本的にお金を借りた方々は3年据置き、7年償還で10年かかるわけですが、10年でもって利子を付けて償還していただいて、町としてはその利子分は一応事務担当分ということで、町に残るといって県のほうには元金分を返済するという形になります。

○議長(大田英勝君) 7番、

○7番(野口靖夫君) 私が予想したとおりの貸付けだと思います。貸し付けることは良いことです。私が一番心配することは、過去の沖永良部台風の時にこのような制度でお金を借りた方がおられますが、その元金償還をまだやっていない、償還できていないところもあるのです。その当時の課長は今も健在で頑張っておられますが、その返済方法、回収方法に問題がありまして、取れる人からはどんどん取って取れない人はそのままずっとほっておいているのです。そういうのをどう対処するか、どうやったら完全に償還できるかをまず考えていかなければいけない。言っちゃ悪いですが、悪い考えを持っている方もおられるのです。そういう方がおられるから元金の償還が残っているということなのです。その辺を是非ひとつ執行部の皆さんは考えながらお金の貸付けをしないといけない。元金というものは県から借りたときに町は返さなければいけない。町民から回収できない場合は全額町の負担になるのです。そういうところをしっかりと踏まえた上で、考えていかないと大変ですよということを申し上げたいのです。それを御理解いただきたいと思います。

それからもう1点。この歳出ですが、光回線設備修繕料ということで、3,300万円程度お金がかかります。そこには一般財源が1,679万7,000円。そしてその他の特定財源で1,679万6,000円となっておりますが、特定財源の内訳を説明

していただきたい。

○議長（大田英勝君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） これは保険料でございます。

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） ということは、半々で賄うということによろしいですね。もう1点お伺いします。被災住宅応急修繕料ということで7,394万4,000円計上されております。これは被災された方々の住居の確保のために修繕する予算だと思いますが、一番気を付けなければならないことは、貸付期間の厳守なのです。皆さんには何か年ということで貸し付けますね。町の住宅を改修してからこのお金でもって、応急で修繕してお貸ししますね。いつまでもそこに居座ってもらっても困るのです。どのようにして貸付期間の厳守の方法を捉えるつもりですか。説明をお願いします。

○議長（大田英勝君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（沖野一雄君） 少し誤解されているところがありますので、御説明申し上げます。予算書の災害救助費の中の修繕料というところに記載しております「被災住宅応急修繕料」について説明させていただきますが、先ほど説明しました災害援護資金とは別でございます。それから建設課で扱っておりますが、土木費の中の応急仮設住宅建設工事とありますが、これは別でございます。

○議長（大田英勝君） 建設課長。

○建設課長（山下哲博君） この応急仮設住宅の建設につきましては、国庫が2分の1、県が2分の1の全額補助事業ということで対応できるようになっております。被災者の住宅については、町で手立てをしていかなければいけませんので、とりあえず希望された方々の各家庭を回りまして、必要かどうかを確認したところ、一応10戸の世帯がどうしても入居を希望したいということでしたので、これについては当初、県からもお見えになって現地の確認をいたしまして、今の与論情報センター、旧朝戸保育所になりますが、そこで対応できるということでしたので、県にお願いをいたしまして本日、国のほうに上がった方が、一応これだけの確保は国で持ちましようという回答をいただいております。ただもう少し規模があった場合には、それにも対応できるので、入居希望者の調査を早急にしてくださいということでありました。以上です。

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） 私が質問をしているのは、家がなくなって居住するところがないから必要だということで、全町民に応急手当をしなければならないということは全部認める場所なのです。そこを申し上げているのではなくて、例えば5年経ったら自立しますと約束します。ですが、居心地が良くて居座ってしまう可能性があるのです。教員住宅もその通りだと思います。そうなってしまったら大変困るわけです。とういのは、今現在実際に本町でも起きているのです。台風災害以外での個人的な災害で期限も決めて貸しているから心配するわけです。財源の少ない我が町の財政を我々町民の血税でまかなっていかねばならぬのです。その期限を厳守して貸したお金は返してもらわなければいけない。貸しっぱなしではよくないから申し上げているのです。その対策はとられていますかということの確認をしているのです。作ってはいけない、貸してはいけ

ないということは申し上げておりません。

○議長（大田英勝君） 建設課長。

○建設課長（山下哲博君） ただいまの件につきましては一応、契約期間は2年間でございます。2年以内にはきちんと自立できるように促してまいりたいと思っております。

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） 今私が申し上げてきたことは、町民福祉課長のお金を貸す問題もそうです。家を貸す問題もそうです。だから期限を決めた以上は、それに対して無理のないように的確に回収していただく。そして出て行ってもらう。そういうことは厳正にしていけないと。最後に町長の決意を聞かせてください。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 今回の応急仮設住宅については、今課長が説明したように2年以内に出てもらうということで、その建物については町で管理をして、災害が起きたときのためにとっておきたいと考えております。その代わり、国から支援を受けて1ランク違ったきちんとした住宅政策を早急に考えていきたいと思っております。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 野口議員からすばらしい質問がありましたが、まず最初に、こういう災害というのは必ず起こることで、かねてから災害対策とか思いがけない出費の対応として、予備費というものがあると思っておりますが、それについてはどういう考えでされていたのか。それから予備費はいくらほど残っているのか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 災害については、町単独で計画をしなければならないということで、実際に災害が起きたときに初めて国からの援助がございまして、災害を受けたときの応急処置についての財政調整基金というのは置いてあるのですが、ただ実際問題としては、今回仮設住宅を台風で飛ばされたために作るのと、前もって作るというのでは町で全部負担しなければならないということになりますので、考えていないということです。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） そういう意味ではなくて、思わぬ出費があるということは個人も公も同じで、それに一定の予備というものを少しでもよいから捉えておく必要があるのではないかということをおっしゃいます。それから、今、野口議員から強く指摘された災害援護貸付金ですが、いろいろ話は聞いていたのですが、結局このお金は返さなくても与論町の懐は痛まないということになるのですか。

○議長（大田英勝君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（沖野一雄君） 先ほど野口議員の質問にお答えしましたが、まず町が原資になる元金の部分を借りなくてはならないのです。生活を再建するためのお金を貸し付けなければならないので、その原資分を与論町が鹿児島県から借りなければいけないのです。それは当然返さなければいけません。もし受益者の方が返さない場合は、返そうが返さまいが県から借りたものは11年後に返すことになっております。11年後といえますのは最後の期限です。借りた方々が元金と利子を合わせて、毎年返していただく分から元金分を県に順次返していくという形になって、11年後までに元金を返さなく

てはいけないので、もし受益者の方が償還できないと、町がその分を立て替えて県に返さなくてはならないということになりますので、今御質問のあった件は当たらないわけです。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） よく分かりました。それでは、これと同じような事例・前例があるということなのですが、前例以前の分で返済されていない金額とケースは何件ありますか。

○議長（大田英勝君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（沖野一雄君） 細かい数字は分からないのですが、おおむね300万円程度です。件数は後ほどお知らせします。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） ということは300万円を与論町が負担して損害を被っているというわけで、与論町にはお金を貸し付けてから回収能力がないと。今回このようなことが絶対に起きないとは断言できないわけです。これと同じような結果になった時はどうするのですか。町民にどう説明するのですか。結局、公がこのようなことをすべきではないのではないかと。これだけの状況の中でこの5%の中の何%かは町が負担して面倒をみるわけですよ。だからこの問題については、町がお金を貸すという制度そのものをやめるべきではないかと思います。今後これがあったときの回収の手立て・担保をどうするか。それについて詳しく説明をいただければと思います。

○議長（大田英勝君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（沖野一雄君） 正確には8人ございまして、270万円ほどでございます。

担保という御質問がありましたが、災害援護資金の場合は、この制度が作られた当初はやはり高度経済成長期の右肩上がりの時代に制定された法律というか、3%という法定された金利がございます。今の超低金利時代の中で3%という金利は非常に高い金利でございます。ですから今現在は、民間の与論で言えば農協であったり、奄美大島信用金庫であったり、あるいは住宅金融公庫等の資金がいろいろございますが、比較しましてもかなり高い設定になっております。基本的には予算計上はしておりますけれども、基本的な考え方を申しますと、やはり金利の安いところからできるだけお借りいただくというふうに、もし希望者がある場合は相談が何件かございましたが、ずっと金利の安い制度がありますのでということで、こちらのほうでも紹介をしております。ただし、どうしても生活の再建のためにお金が必要だという方は、やはり出てくるのではないかと予想しておりまして、何らかの理由で民間の資金がどうしても借りられないとそういった方々については、やはり行政が何らかの支援をしてあげなければならない。そういう制度の趣旨でこの法律ができたわけで、またそういう制度・システムになっておりますので、最初からいわば焦げ付きが予想される部分もございまして、できるだけ支援をしてあげることがこの制度の趣旨であろうかと認識しております。しかしながら、この資金を借りるためには連帯保証人を立てる必要がございます。連帯ですので当然本人がお返しできない場合は、この連帯保証人に同時に法的には全く同じ立場でお金を払っていただくことになりますので、私どもはもし、実際に借りたいという方がいらっしゃ

やった場合には、その当たりの入り口の部分を本当に厳しくしながらしっかりと見直しを立てていただいて、審査を、やはり35年前の災害救助法が適用されたときの悪い例もごございますので、この当たりもしっかりと踏まえた上で慎重にやってまいりたいと思っております。以上です。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） やはり無責任にならないようにきちんと整理するということと、お金を借りた者はちゃんと責任をもって返すということ。ましてはこういう公の制度でできるだけ軽く面倒をみてやっているわけですから、その辺をきちんとされるよう要望しておきます。

もう1点ですが、地域イントラネットの3、300万円余りの損害修理費がかかって半分が保険で補填されると。後のほうはまた町から持ち出した。この事業については当初から十分このことは予測されていたのです。それで私は反対したのですが、災害でどこまで被害を受けたかの詳細について、向こうから修繕費についての請求書が来ているものなのか。そして、電柱の間の距離が長いところは被害を受けやすいのです。断線事故とか、様々な要因が考えられるのですが、今後また台風が来てえらい修理費を取られて一体これは何のためにしたのか。こんなにまで町が犠牲になってしなくてはいけないのかと非常に思うのですが、これについての今後の対応はどのような考え方をされていますか。

○議長（大田英勝君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） おっしゃるとおりだと思います。ちなみに沖永良部の和泊町は1億500万円かかっているようでございます。2分の1は保険で支払うにしても残り5,000万円ということで非常に厳しいところですよ。ですから、県と国のほうにもそういった災害に関する助成はないかということでお聞きしたのですが、現在のところないということで、今、隣の沖永良部・徳之島等々、IRU方式でやっておりますので、今後、各市町村と連携をしながら、国・県へ要請していきたいと3町とも話し合っているところでございます。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 私は、こういうこともあるのではないかとあって、契約書を公開してくれと言ったけれど、契約書は公開しないと約束しているから公開できませんということでは言われたわけです。要するに、いかがですかね町長。そういう契約書を、議会に公表できないという契約を結ぶこと自体おかしい話ではないですか。

○議長（大田英勝君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） 公開できないと答弁した覚えはないです。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 私は、担当者にこれは出せないことになっていると言われたものですよ。そういうことを聞いているわけです。分かりました。それで、契約の内容と修繕とか保証について、メンテナンスについてはどういう内容になっていますか。

○議長（大田英勝君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） 大きな災害等からくるものにつきましては、町のほうで負

担して、その他の警備については管理を委託しております。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） この辺の契約についてももう少しきちんと見直しをするとか対策を立てる必要があると思いますけれど、先ほど御答弁いただいたように、IRU方式とかいろいろあるようですが、話に聞くとこの契約は10年間変えないと聞いていますが、その点についてはいかがですか。

○議長（大田英勝君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） IRUというのは長期的に、継続的にする契約ということまで直訳でありますけれども、途中で解約できないということでございまして、他の市町村の状況を見ながら、連携をしながらその辺は検討していきたいと考えております。

○議長（大田英勝君） 8番。

○8番（籠 才良君） 先ほど利子のお話がありましたが、調査の流れの中で、利子補給という話を、町のほうで利子補給をして経理で貸出しをするということがありましたが、その方針は変わらないわけですね。

○議長（大田英勝君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） 全ての貸付金につきまして、町のほうで1%の利子補給をするということを決めております。

○議長（大田英勝君） 8番。

○8番（籠 才良君） 災害援護資金等については、例えば、民宿とか営業されているところにも対応できるのですか。

○議長（大田英勝君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（沖野一雄君） お答え申し上げます。貸付けの対象になる方は3つございまして、1つ目が世帯主がその災害によって重傷を負った場合、2つ目が住居が滅失、流失、全壊又は半壊した場合、それから家財に損壊があった場合と、それぞれ細かい説明がございまして、今申し上げたとおり、あくまでも住居あるいは家財というのが対象になっております。以上です。

○議長（大田英勝君） 8番。

○8番（籠 才良君） 先ほどの利子補給についてお伺いします。例えば、今の御説明では西区等の営業等の物件については対応できないということではありますが、他の借入れをした場合、利子補給の1%分については営業の物件等についても町のほうで対応できるのですか。

○議長（大田英勝君） 商工観光課長。

○商工観光課長（久留満博君） 貸付金についての回答をいたします。今回の16号と17号の緊急災害対策資金につきましては、県から示されている数字がございまして、利息が1年以内から10年以内というのを低利で貸付けいただくようお願いしています。通知が来ております。なお、その時には保証の分については全額県が補助するという制度のようでございます。ただ、与論町には中小企業関係の利子、ホテル事業がございまして、52年の3月15日にできたもので、実は数字が合わないということで県に問い合わせをしたら、与論町の中小企業関係の被害額が一番近い統計年度の精算額の5%にま

だ満たないということで、県の利子補給の対象にはなっていないということのようです。

○議長（太田英勝君） 8番。

○8番（麓 才良君） 県の回答と今回非常に大きな災害を受けたので、町でも利子補給をして立ち直ってもらいたいということです。そういうことからすると、住居と営業物件に分かれるようですが、今本町の経済的な課題を見た場合、どうしても観光というものが立ち直っていかなければ、農業の状態もこのような状況です。入込客の増加というものを早急に図っていく必要があると。そうなれば、迎え入れる宿泊施設への対応というのが課題であり、町ではそういうところに対する対応を十分にしていく必要があると思います。県・国で対応できなければ、町でその部分を独自に対応していくというのが今回の緊急時における私たちの役目ではないでしょうか。これについて町長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 企業面については、今のところ町としては考えておりません。といいますのは、大体企業というのはほとんどが保険に入っているという考え方で、そこまでいくと相当な予算が必要になっていきますので、今のところは生活に直結した災害を基本に考えております。

○議長（大田英勝君） 8番。

○8番（麓 才良君） やればきりがありませんが、本町の課題を考えてみた場合、保険に入っていて十分に対応できる場合と、保険でも十分には対応できない場合があるわけで、そういうところは十分に調査されて、対応するべき所には対応していく方向性が必要だと思います。その面を強く要請をしておきたいと思います。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 私自身も相当被害を受けまして、その点は承知しているわけでございます。今の議員の御質問に対して、非常に有り難く思うわけですが検討させていただきます。

○議長（大田英勝君） 8番。

○8番（麓 才良君） 今後、観光立島ということで進めていった場合に、今ちょうど私どもの施設関係は建て替えなどの節目の時期に来ているわけです。そして民宿という方向も持っているわけですが、どうしても既存の施設をきちんとした形で引き継いでいくということが課題です。そこが今回の災害でやられているわけです。こういうところを考えて、十分な検討・対応を要請しておきます。

○議長（大田英勝君） 6番。

○6番（供利泰伸君） 今回のこの予算は、ほとんど台風の災害復旧ということで組まれている予算だと思います。そこで、特に慌てて整備しないといけないのが麦屋漁港とか、そういうのは早めに整備をしないと漁師の方々にも相当負担がかかりますので、早めに整備してほしいと思います。ところで、土木費の中に道路橋梁総務費ということで与論町南海岸防災対策基本計画書策定業務委託、これは今から策定していく計画のようですが、その業務委託をどこに任せるのか等の説明をお願いします。

○議長（大田英勝君） 建設課長。

○**建設課長（山下哲博君）** 今回のこの計画は供利地区、トゥイシ、ハキビナ、前浜、麦屋漁港という南海岸が今回の台風で想像を絶する事態となり、これまでにない被害を受けました。御承知のとおり19年度において、ハキビナ海岸、ハキビナ地区の在り方についていろいろと話し合いをし、策定をしてきたわけですが、これまでにない想像を絶する災害になったことから、当初の計画を抜本的に見直す必要があること。それから防災環境の全てにおいて、基本となる海岸の石等の重要性が高まっている中で、海岸浸食による道路や農地等に被害を及ぼしていることから、今後鹿児島県が海岸基本計画を策定するに当たっての与論町としての今後の方向性、対策等について組み入れていただけるよう、国や県に要望できる基本計画として、県の各所管の担当者もお願いをしまして、地域住民の意見も考慮しながら基本計画書を策定する必要があると思っております。この計画を基に、海岸区域の指定を県や国に要望できる計画書にしたいということで考えております。この計画につきましては平成22年に産業振興課におきまして、与論町海岸実態調査業務委託を与論町内の51箇所の海岸線を調査いたしまして、その中の基礎資料にも非常に大事な資料が含まれている関係上、そのコンサルタントに随意契約をお願いをしまして、新たに肉付けをしていただいて、鹿児島県の防災基本計画にお願いできるような基礎資料を今回付けていきたいと思っております。また、これにつきましては各地区に割り当てて県のほうからも派遣していただいて、一緒に作っていただければということで考えております。

○**議長（大田英勝君）** 6番。

○**6番（供利泰伸君）** これは南海岸だけの問題ではなくて、島全体の問題だと思うのです。できれば、港湾区域を含めたいろんな形で、航路がちょっと広くなっただけでも陸地の方に波が寄せているわけですから、そのところも考慮しながら是非とも地元の声も生かしながら計画を進めていったらいいと思います。

○**議長（大田英勝君）** 4番。

○**4番（林 隆寿君）** 参考までにお聞きしたいと思います。今、与論島の災害復旧支援活動が全国で行われているようでございます。ネットを見ていますと、いろいろなところから与論町の災害に対して見舞いなり、その支援をしたいというメールなどがどんどん来ております。そういう支援活動等について、当局で把握されているのがあればお聞かせ願いたいのですが。

○**議長（大田英勝君）** 町長。

○**町長（南 政吾君）** それについては、大好きな与論の会というところから現金を送っていただいたりしたわけですが、いろいろなところで与論の復興のためにチャリティーショーをやりたいというような話が入っております。ちなみに今度の23日には京都の円山公園を貸し切って、島にいらっしゃる井上さんという方が中心になるわけですが、たくさんの芸能人の知人がいらっしゃるということで、その中から選択をして円山公園でやりたいということで、是非町長来てくれとういうことで、皆さんにお礼方々お願いに行こうと思っております。それと同時に東京のほうでは質屋会の方々が集まって与論のためにチャリティーショーをやりたいということで、確か観光課の職員が行くようになっております。

○議長（大田英勝君） 4番。

○4番（林 隆寿君） こういう言葉で言い表したら失礼になると思いますけれども、こういう災害を受けた与論を応援しようという温かい全国の皆さんにお礼方々町長は行かれるということですが、ついでに与論の観光宣伝も是非やっていただいて、余りにも災害・災害という和論町に行ってもおもしろくないという印象を与えてしまいますので、災害があっても元気で頑張っているよと、与論はきれいだよというようなPRもよろしくをお願いします。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 11ページのドア修理ですが、こういう施設管理の在り方についてはかねてから疑問を持っているのですが、できるだけ自己責任が保たれるような管理責任がなされるような管理をするためにも、これについては前から申し上げているように漁協に委託をして、いわゆる指定管理にして、きちんと自分たちの責任で行うような方法なども検討いただければと思います。続いて、麦屋の港湾工事についてですが、地元議員から強く言われている航路標識の問題ですが、これが特殊なLEDセクターライトを導入されるということで、非常に画期的だと思っております。それと、沖のほうに浮標を投入するわけですが、この500万円の内訳は浮標とLEDセクターライトの内訳はどのようになっているのですか。

○議長（大田英勝君） 建設課長。

○建設課長（山下哲博君） このLED式セクターライトというのは、本体の価格が約100万円程度かかるようです。基礎工事、電気排水工事込みで今のところ概算500万円ということですが、これは環境調査を実施した上で設置するものです。これは対象の船舶だとか設置予定海域の水域、それから干潮・満潮の差、海域の底の性質だとか海底の勾配、波の高さ、それから海域の潮流、潮の流れの速さだったり、通常及び最大の風速、そういうのをもろもろデータに打ち込んで、どれだけの規模になるかということで積算されてくるものだと思います。ブイはこの金額には入っておりません。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 今いただいた資料の中には、ブイが表示されていますがこれは除外になるわけですね。ブイ投入については今後補正が出てくると思いますが、どの程度を見込んでいますか。

○議長（大田英勝君） 建設課長。

○建設課長（山下哲博君） ブイについては1機20万円で既に購入してあります。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 投入費等がかかるとは思いますが、次に移ります。先ほど供利議員からも質問がありました南海岸防災対策基本計画の件ですが、この間県議の方々と懇談したときも、今までのやり方は根本的なところから変えなくてはいけないと。また、海浜保全のことも考慮した形でやらなくてはならないということで、今後、町としてどのような考え方があるかということで提示すべきだといわれましたが、それについてどのような形でコンセンサスを得て、あるいは基本的な考え方をまとめるのが先ではないかと思えます。まずそれをして、どういう島づくりをするかについての話し合いが大事だとい

うことと言われたし、また、どういう工法にするか、そのことについても踏み込んで一定のコンセンサスができて初めて、次の基本計画の中にどういう形でそれを持っていくかという順序になると思いますが、そのことについてはどのようにお考えですか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 先ほど課長が説明したとおりでございまして、大体どういう方向でというのを450万円の予算でやって、それを県にお願いして、根本的にやっていただきたいと。町の予算だけでは、非常に財政的な問題があるというような考え方から、国会議員の先生にも県議の先生方にもお願いをしているところです。450万円というのはその準備のための予算ということでございます。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） それは承知しているつもりですが、そういう基本計画を作ったりお金を使う前に、地元としてどういうやり方を今後考えていかななくてはならないのかとか、そういう意味でのコンセンサスを得る必要があるのではないかと。副町長いかがですか。

○議長（大田英勝君） 副町長。

○副町長（川上政雄君） おっしゃるとおりだと思いますけれども、それを進めていく中で、この450万円という予算をかけて、その中で一緒に進めていくという考え方で捉えています。

○議長（大田英勝君） 1番。

○1番（林 敏治君） 私からは、要望を1点お願いしたいと思います。防災無線の停電障害対策の発電機に50万円計上されておりますが、今回の台風で防災無線が聞こえない箇所があります。そこで、総務課はこういう調査とかはされておりますか。

○議長（大田英勝君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） 台風の後、それぞれ各集落の館長さんたちにお聞きしたり集落の職員にお聞きしましたが、一番の大きな原因は停電により自家発電が動かなかつたということで、今回50万円計上しておりますが、これを修理すれば次回からこのようなことはないと思っておりますし、また、今砂美地来館の2階のほうに無線室を置いてありますけれども、新しく防災センターができましたので、ここに全てを移して、対応していくという方向で検討しておりますので、今後はこういったことはないものと考えております。

○議長（大田英勝君） 1番。

○1番（林 敏治君） 聞こえない箇所がありますので、後でまた皆さんにお伝えしたいと思います。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 同じく防災無線の発電機についてお聞きしますが、この設置場所は、新しく作った防災センターに設置する発電機になるのでしょうか。

○議長（大田英勝君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） 砂美地来館のほうに今予備で設置しておりますが、そこに設置しております予備電源の修理代でございまして。

○議長（大田英勝君） 5番。

○**5番（喜山康三君）** 砂美地来館にあるいわゆる司令所ですよ。この司令所からの電波は今の分遣所に飛ぶわけですよ。分遣所から全町に向かってFMの電波が飛ばされるようになっていると聞いているのですが、間違いないですか。

○**議長（大田英勝君）** 総務企画課長。

○**総務企画課長（元井勝彦君）** FMではございません。防災センターから分遣所に飛ばして、そこから全戸に飛ばすということは間違いないですが、FMではないです。

○**議長（大田英勝君）** 5番。

○**5番（喜山康三君）** 私が以前から申し上げているのは、今の広域化についてもこれと非常に関連すると思うのです。今の消防分遣所にも非常用発電機が設置されていて、なおかつ砂美地来館の中にまた新しく非常用電源を防災無線のためだけに設置すると、二重投資になるわけですよ。分遣所の運用が与論町の管轄に入れば、これを一括してできるわけです。その辺についての二重投資を避けたり、今後の予算の有効な使い方を考えてみても広域と絡めてなんです。当初砂美地来館に移転したときもなぜ向こうに移転するのか、合理的な理由が見出せないということで、私は反対しましたが、今のやり方では二重投資、二重経費になるのではないかと。

○**議長（大田英勝君）** 町長。

○**町長（南 政吾君）** 防災センターは電波だけの問題ではなくて、防災センターは緊急時には稼働するという条件があって、他の面でも使えるわけです。それから砂美地来館に移したのはなぜかといいますと、そこには既に発電機があったというのが一番大きな原因であります。そういう点があってやっているわけでありまして、決して二重投資ということではないと考えております。

○**議長（大田英勝君）** 5番。

○**5番（喜山康三君）** よく、砂美地来館の緊急避難時の非常用照明としての使い方もされるということで、そうであれば理解できます。この場合、防災無線だけということであつたわけですが、新しい機械の更新ということになるわけですか。

○**議長（大田英勝君）** 総務企画課長。

○**総務企画課長（元井勝彦君）** これはあくまでも修理代です。補足しますと、交差点改良事業のために旧防災センターの立ち退きが必要だったものですから、関係者で全員集まって検討したのですが、とりあえずは砂美地来館の2階に移して、その後は状況を見て新しい防災センターに移すと。協議した結果こうなりまして、二重投資に見えますが、そういうどうしようもない防災センター建設の順番と道路改良事業費が若干あったということで、そういうやむを得ない事情でこういう状況になっています。

○**議長（大田英勝君）** これで質疑を終わります。

○**議長（大田英勝君）** お諮りします。議案第51号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**議長（大田英勝君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

○議長（大田英勝君） これから、議案第51号、平成24年度与論町一般会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号、平成24年度与論町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

— — — — — ○ — — — — —

日程第4 議案第52号 平成24年度与論町と畜場特別会計補正予算（第1号）

○議長（大田英勝君） 日程第4、議案第52号、平成24年度与論町と畜場特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第52号、平成24年度与論町と畜場特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

今回は、台風被害を受けたと畜場の修繕を行うための補正であります。歳入で、一般会計繰入金68万1千円を増額計上しております。また、歳出は総務費68万1千円を増額計上しております。

御審議され議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

○議長（大田英勝君） お諮りします。議案第52号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

○議長（大田英勝君） これから、議案第52号、与論町と畜場特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号、平成24年度与論町と畜場特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

----- ○ -----

○議長（大田英勝君） これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成24年第4回与論町議会臨時会を閉会します。

----- ○ -----

閉会 午後5時08分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

与論町議会議長 大田英勝

与論町議会議員 町 俊策

与論町議会議員 野口靖夫